

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。

※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。

【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
(株)石山組	福岡県	その他	当該業者の代表取締役等が、建設業の許可申請において、実際には雇用していない者を専任技術者として申請し、福岡県から特定建設業の許可を受けたとして、平成29年4月10日に福岡県警に建設業法違反(虚偽申請)容疑で逮捕された。	H29.7.6 ~ H29.11.5	4ヵ月	九州	別表第2第9号(建設業法違反行為)
錦建設(株)	広島県	その他	当該業者は、施工中のマンション新築工事現場で生じた工事関係者事故に関し、現場責任者が労働安全衛生法違反と業務上過失致死の罪で略式起訴され、平成29年4月14日に広島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を言い渡された。	H29.7.6 ~ H29.7.19	2週間	中国	別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
クリエイテクノ(株)	青森県	その他	虚偽の貸借対照表により得た経営事項審査結果をもって公共工事の入札参加資格申請を行い、また、建設業法第11条第2項に規定する書類の提出についても、虚偽の貸借対照表により作成した書類を青森県知事に提出したとして、平成29年7月14日、青森県知事から営業停止処分及び指示処分を受けた。	H29.10.2 ~ H30.2.1	4ヶ月	北海道、東北	別表第2第9号(建設業法違反行為)
北野建設(株)	長野県	その他	当該事業者及び現場代理人は、京浜河川事務所発注の「H27多摩川羽田第二水門耐震工事」において、工事の契約変更に伴い必要となる港則法の工期延長許可手続きを怠ったため、平成29年6月26日、港則法に違反したとして、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	H29.10.2 ~ H29.11.1	1ヶ月	関東	別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)
水ing(株)	東京都	その他	中田井浄水場等更新整備・運営事業水ing・井原特定建設工事共同企業体として請け負った、愛媛県四国中央市発注の中田井浄水場等更新整備・運営事業(更新整備業務)のうち機械設備の工事現場において、平成28年9月22日、同共同企業体の下請負人の労働者が架設通路を使用してポンプ室の天井開口部から底面に降りようとしたところ最上段から底面に墜落し死亡した際、墜落の危険のある箇所に手すり及び中棧等を設ける義務を怠ったとして、同共同企業体の元方安全衛生管理者が、平成29年7月28日、労働安全衛生法違反の罪で松山区検察庁により起訴され、同年8月1日、松山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。	H29.10.2 ~ H29.10.15	2週間	四国	別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
井原工業(株)	愛媛県	その他	中田井浄水場等更新整備・運営事業水ing・井原特定建設工事共同企業体として請け負った、愛媛県四国中央市発注の中田井浄水場等更新整備・運営事業(更新整備業務)のうち機械設備の工事現場において、平成28年9月22日、同共同企業体の下請負人の労働者が架設通路を使用してポンプ室の天井開口部から底面に降りようとしたところ最上段から底面に墜落し死亡した際、墜落の危険のある箇所に手すり及び中棧等を設ける義務を怠ったとして、同共同企業体の元方安全衛生管理者が、平成29年7月28日、労働安全衛生法違反の罪で松山区検察庁により起訴され、同年8月1日、松山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。	H29.10.2 ~ H29.10.15	2週間	四国	別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
(株)富士電業社	岩手県	その他	岩手中部水道企業団が発注した「東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託」の指名競争入札において、指名業者と設計価格の情報を同企業団東和事業所長から事前に得て落札したとして、平成29年8月16日、岩手県警は官製談合防止法違反の容疑で(株)富士電業社の元営業担当者を逮捕、また同年9月1日、盛岡区検察庁は、官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害の罪で略式起訴した。なお、本事案では、同企業団東和事業所長が同容疑で再逮捕、追起訴されている。	H29.10.2 ~ H29.12.1	2ヶ月	東北	別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)
(株)西原環境	東京都	事業団	当事業団発注「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月19日、当該業者の二次下請けの作業員が、汚泥消化タンク内の上部防食塗装の作業中に、開口部から約13m下の底部まで墜落し、全身を強く打ち約8時間後に死亡した。このことについて、受注者が、室蘭労働基準監督署から、平成29年9月22日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H29.11.1 ~ H29.11.30	1ヶ月	北海道	別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況							
※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。							
※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。							
【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863							
業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
鉄建・酒井特定建設共同企業体	愛知県	事業団	当事業団発注「中新川広域行政事務組合中新川浄化センター建設工事その17」において、平成29年6月26日、基礎砕石敷き均し作業中のバックホウが移動した際、近くで法面養生シート撤去作業をしていた当該業者の三次下請けの作業員が、バックホウのキャタピラの下敷きになった。救急要請後、医師により現場で死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	北陸	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
鉄建建設（株）	東京都	事業団	当事業団発注「中新川広域行政事務組合中新川浄化センター建設工事その17」において、平成29年6月26日、基礎砕石敷き均し作業中のバックホウが移動した際、近くで法面養生シート撤去作業をしていた当該業者の三次下請けの作業員が、バックホウのキャタピラの下敷きになった。救急要請後、医師により現場で死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	北陸	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
酒井建設（株）	富山県	事業団	当事業団発注「中新川広域行政事務組合中新川浄化センター建設工事その17」において、平成29年6月26日、基礎砕石敷き均し作業中のバックホウが移動した際、近くで法面養生シート撤去作業をしていた当該業者の三次下請けの作業員が、バックホウのキャタピラの下敷きになった。救急要請後、医師により現場で死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	北陸	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
飛鳥・磯部特定建設共同企業体	神奈川県	事業団	当事業団発注「東海市姫島公園調整池建設工事その2」において、平成29年7月5日、当該業者の三次下請けの作業員が、調整池内において水位計設置のための足場組立補助作業を行っていた際、足場4段目から梁の上（作業区域外）に上り、約7m下に墜落した。その後、搬送先の病院にて、頸椎損傷により死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	中部	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
飛鳥建設（株）	神奈川県（登記上は東京都）	事業団	当事業団発注「東海市姫島公園調整池建設工事その2」において、平成29年7月5日、当該業者の三次下請けの作業員が、調整池内において水位計設置のための足場組立補助作業を行っていた際、足場4段目から梁の上（作業区域外）に上り、約7m下に墜落した。その後、搬送先の病院にて、頸椎損傷により死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	中部	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）磯部組	愛知県	事業団	当事業団発注「東海市姫島公園調整池建設工事その2」において、平成29年7月5日、当該業者の三次下請けの作業員が、調整池内において水位計設置のための足場組立補助作業を行っていた際、足場4段目から梁の上（作業区域外）に上り、約7m下に墜落した。その後、搬送先の病院にて、頸椎損傷により死亡が確認された。	H29.11.1～H29.11.30	1ヶ月	中部	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）中井組	和歌山県	その他	近畿地方整備局紀南河川国道事務所が発注した「国道42号田辺管内道路維持工事」において、立木の伐採作業を行うにあたり、高さ3mでの高所作業であるにもかかわらず、作業床を設けず、梯子を用いて作業をさせていたところ、作業員が梯子から落下し死亡する事故を起こした。このことにより、平成29年8月16日付けで田辺労働基準監督署から「是正勧告書」及び「指導票」が出された。	H29.11.1～H29.11.14	2週間	近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）安藤・間	東京都	その他	当該業者東北支店の社員2人は、平成25年に福島県田村市から受注した除染事業において、作業員の宿泊費水増し分約4100万円を含む事業費約7600万円をだまし取ったとして、平成29年9月28日、東京地方検察庁特別捜査部に詐欺罪で在宅起訴された。	H29.12.1～H29.12.31	1ヶ月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
畑中建設工業（株）	青森県	その他	当該業者は、青森県発注の「八戸港改修（統合補助）市川防砂堤工事」において、船舶安全法で定める船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有していない船舶を航行させたとして、平成29年7月31日に八戸区検察庁から船舶安全法違反で略式起訴され、同年8月8日に八戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	H29.12.1～H29.12.31	1ヶ月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
青木あすなろ建設（株）	東京都	その他	当該業者の従業員は、神奈川県内の残土処分場がれきやコンクリート片など約417トンを捨てたとして、平成29年9月28日、廃棄物処理法違反の容疑で神奈川県警に逮捕された。	H29.12.1～H29.12.31	1ヶ月	関東	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
（株）日動	大阪府	その他	当該業者は、大阪府住宅供給公社発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。上記のことが、建設業法第28条第3項の規定に該当するとして、建設業許可部局である大阪府から営業停止処分を受けた。	H29.12.1～H30.1.11	6週間	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
(株) 奥田工務店	滋賀県	その他	当該業者が施工した民間企業の工場新築工事において、下請負人の労働者が墜落する事故が発生した。この件について、開口部からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず同所に下請負人の労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の従業員が、労働安全衛生法違反により、平成29年5月9日に東近江簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。	H29.12.1 ~ H29.12.14	2週間	近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）
(株) KONDO	山梨県	その他	当該業者は、平成29年8月1日付け吸収分割により、近藤工業(株)から建設業の営業を継承した者であるが、近藤工業(株)は、平成28年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて得た経営状況分析結果通知書を用いて申請し、当該申請に基づき得た経営事項審査結果をもって、平成29年2月7日、山梨県に対し入札参加資格申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるため、近藤工業(株)に対して同法第28条第3項の規定に基づき営業の停止を命ずるところであるが、当該業者は近藤工業(株)から建設業の営業を継承していることから、同法第28条第3項の規定に基づき、平成29年11月8日に建設業許可部局である山梨県より監督処分（営業停止30日間）を受けた。	H30.2.5 ~ H30.5.4	3か月	関東中部	別表第2第9号（建設業法違反行為）
(株) 岡本組	千葉県	その他	当該業者の元取締役は、千葉県が発注した排水路工事の一般競争入札において、同県職員から予定価格、技術評価点、調査基準価格について情報提供を受けたとして、平成29年11月23日、千葉県警に公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕された。	H30.2.5 ~ H30.4.4	2ヶ月	関東	別表第2第6号（競争入札妨害又は談合）
(株) 前川建設	熊本県	その他	当該業者は、公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結し、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成29年12月19日に、熊本県知事より監督処分（指示処分）を受けた。	H30.2.5 ~ H30.3.4	1ヶ月	九州	別表第2第9号（建設業法違反行為）
長崎テクノ(株)	高知県	その他	当該業者は、高知県発注工事（H27道改（特定）第10-103-14号県道興津窪川線道路改良工事）において下請施工があったにもかかわらず、建設業法24条の7第1項に規定する施工体制台帳等を作成しておらず、建設業法に違反し、高知県知事より7日間の営業停止処分を受けた。	H30.2.5 ~ H30.3.18	6週間	四国	別表第2第9号（建設業法違反行為）
(株) イレクト伊勢	三重県	その他	当該業者の前代表取締役である会長と元取締役は、平成26年7月31日に度会町が執行を予定していた工事の指名競争入札に関し、町担当職員から設計金額を聞き、その設計金額から算出した金額で入札し、当該工事を落札した。当該業者の会長と元取締役は、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、津簡易裁判所から罰金50万円の略式命令をうけ、その刑が確定している。	H30.2.5 ~ H30.5.4	3か月	関東中部近畿	別表第2第6号（競争入札妨害又は談合）
(株) 西尾組	宮崎県	事業団	当該業者は、当事業団発注の「宮崎市佐土原浄化センター建設工事その10」において、平成29年11月21日、管理棟2Fの窓設置に伴う開口部のハツリ工事の際に、ハツリガラが飛散しないよう養生をしようと足場から乗り出した作業員が、単独作業中にバランスを崩して約3.6mの転落する事故を発生させた。作業員は腰・あばらを骨折（全治3か月）し入院した。	H30.3.6 ~ H30.4.5	1ヶ月	九州	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
(株) 上香建設	奈良県	その他	当該業者は、平成28年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、審査基準日以前6ヵ月を超える期間の出勤日がない者を技術職員名簿に記載し、それに基づき得られた総合評定通知書を用いて、奈良県に対し入札参加資格申請を行った。このことが、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当するとして建設業許可部局から営業停止処分を受けた。	H30.3.6 ~ H30.6.5	3ヶ月	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）
(株) 清水組	北海道	その他	当該業者及びその現場代理人は、元請けとして請け負った一般工事において、練炭ストーブを用いて、打設したコンクリートの養生を行い、一酸化炭素が充満している屋内作業場内で労働者に作業させ、下請4名が一酸化炭素中毒になったとして、平成29年9月23日に旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けた。	H30.3.6 ~ H30.4.5	1ヶ月	北海道	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
(株) 大勝	神奈川県	その他	当該業者は、第三管区海上保安本部から受注した「小笠原モニタ局施設撤去工事」において、平成26年10月22日、建物の解体作業中に車両系建設機械（ブレーカ）が転倒し、労働者（重機オペレーター）が車両系建設機械と地面の間に挟まれ死亡した際、工事現場が傾斜地であったにもかかわらず、誘導員等を配置するなど、危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同法人及び現場代理人が労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、平成29年10月4日付けで東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	H30.3.6 ~ H30.3.19	2週間	関東	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況						
※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863						
業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間	指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
大豊・佐田特定建設共同企業体	宮城県	事業団	当事業団発注の「石巻市流留第一排水ポンプ場復興建設工事」において、平成30年1月19日、鋼矢板打設に使用する70tクローラークレーンのブーム延伸（継足）作業中に、ブーム連結ピンを大ハンマーで叩き抜こうとした際、同作業時の人払い（安全な離隔の確保）が徹底されなかったことから、抜けた連結ピンが斜めに飛び出し、ブームのフレームに衝突、角度を変えて跳び上がり、二次下請の作業員の顔面に当たり負傷した（約2週間の入院（約1年間の治療））。	H30.3.30～H30.4.12 2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）
大豊建設（株）	東京都	事業団	同上	H30.3.30～H30.4.12 2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）
佐田建設（株）	群馬県	事業団	同上	H30.3.30～H30.4.12 2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故）